

	改正前	改正後
上場株式等の配当所得等における異なる課税方法を選択できることの明確化 <small>解説⇒25ページ</small>	(新設)	現行でもすでに上場株式等の配当所得等については、所得税と住民税で異なる課税方法を選択することができるが、この点を明確化する
確定拠出年金の老齢給付金について退職所得控除額の期間計算	(新設)	確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金にかかる退職所得控除額の計算の基礎となる組合員等であった期間に、確定拠出年金以外の制度から資産または脱退一時金相当額等の移換があった場合におけるその移換を受けた資産または脱退一時金相当額等の額の算定の基礎となった期間のうち、加入者の年齢が60歳に達した日の前日が属する月後の期間および確定拠出年金の運用指図者期間と重複している期間を含めることとする

2 個人所得課税

	改正前		改正後			
配偶者控除 (所得税)	居住者の合計所得金額	控除額		居住者の合計所得金額	控除額	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
	所得制限なし	38万円	48万円	900万円以下	38万円	48万円
配偶者控除 (住民税)	居住者の合計所得金額	控除額		居住者の合計所得金額	控除額	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
	所得制限なし	33万円	38万円	900万円以下	33万円	38万円
配偶者特別控除 (所得税)	居住者の合計所得金額	控除額		居住者の合計所得金額	控除額	
		3万円～38万円			控除額	
	1,000万円以下	3万円～38万円		900万円以下	3万円～38万円	
(注) 合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない			900万円超 950万円以下	2万円～26万円		
(注) 合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない			950万円超 1,000万円以下	1万円～13万円		
(注) 合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない			(注) 合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない			
(注) 合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない			※平成30年分以後の所得税について適用			

Part. I

ひと目でわかる!

平成29年度税制改正大綱の改正内容一覧表

※本表は右ページより左ページの順にお読みください。

金融証券税制

	改正前	改正後
積立NISA制度の創設	(新設)	<ol style="list-style-type: none"> 概要 手元資金が十分でない若年層等の利用を促進するため、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」制度を創設し、一定期間内にこの積立NISA内で発生する所得税・個人住民税を非課税とし、損失はないものとみなす 非課税投資枠等 年間投資上限額：40万円 非課税保有期間：20年間 投資可能期間：平成30～平成49年 対象となる金融商品 長期の積立、分散投資に適した一定の投資信託 (1) 信託期間は無期限または20年以上であること (2) 毎月分配型ではないこと (3) 分散投資されており原則としてデリバティブ取引への運用はないことなど 投資方法 契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け 現行NISAとの関係 現行NISAとは選択して適用できる (いずれか1種類のNISAのみ適用) ※平成30年分以後の所得税および平成31年度分以後の個人住民税について適用
NISAの非課税期間終了時の対応	他の年分の非課税管理勘定または未成年者口座の非課税管理勘定から移管（ロールオーバー）される上場株式等については、ロールオーバー先の非課税上限額120万円が適用され、非課税期間中に値上がりした分は、ロールオーバー先の非課税管理勘定に受け入れることはできない	他の年分の非課税管理勘定または未成年者口座の非課税管理勘定から移管（ロールオーバー）される上場株式等については、ロールオーバー時の受入れ上限額を撤廃し、当初購入した上場株式等の取得費が引き継がれる
確定申告書に添付する特定口座年間取引報告書	(新設)	確定申告書に添付する特定口座年間取引報告書について、現行の書面交付を受けたものに加えて、電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するために所用の措置が講じられているものを加える ※平成31年分以後の所得税および平成32年度分以後の個人住民税について適用
特定口座異動届出書	特定口座を廃止する際の特定口座異動届出書には、マイナンバーの記載を要する (他証券会社へ移管する際の特定口座異動届出書については、平成28年4月1日以後においてマイナンバーの記載は不要とされている)	特定口座を廃止する際の特定口座異動届出書には、マイナンバーの記載を要しない